

政策広報

関東地方整備局

第203号

関東の魂

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「藤原・奈良俣再編ダム再生事業完了式」を開催します
～関東地方で初のダム再生事業が完了しました～
2. 「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います
～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～
3. 荒川放水路通水100周年記念事業第1回実行委員会の開催
～記念ロゴマーク及びキャッチコピーの決定～
4. 国土交通省初！ドローンの長時間連続飛行に成功！
～災害現場や建設現場で効果的なドローンの実装化を目指します～
5. 令和5年度「手づくり郷土（ふるさと）賞」の募集を開始します
～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～
6. 関東地方整備局・地方公共団体・関係団体による課題研究発表を行います
～令和5年度「スキルアップセミナー関東」を開催～
7. 「大災害から学ぶ千葉のインフラのあり方」をテーマにシンポジウムを開催します
～来るべき首都直下地震への備えを皆様に訴えます～
8. 小名木川出張所の河川管理DX始動
～全国初の河川系DX出張所をお披露目します～
9. 首都直下地震への備えについて考えるシンポジウムを開催します
関東大震災100年防災シンポジウムさいたま2023
～いま首都直下地震への備えについて考える～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「藤原・奈良俣再編ダム再生事業完了式」を開催します ～関東地方で初のダム再生事業が完了しました～

関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所

「藤原・奈良俣再編ダム再生事業」が令和4年度末をもって完了し、令和5年度の出水期より更なる治水効果の発現が可能になります。このため、多くの方々に本事業や事業の完了について周知させていただくため、完了式を下記のとおり開催します。

開催日時 令和5年5月20日（土） 12時30 13時35分
（受付開始は12時00分から。終了時間は式典の進捗により前後する場合があります。）
開催場所 ヒルトップ奈良俣（防災資料館）及びダム左岸天端広場
（群馬県利根郡みなかみ町大字藤原地先）（別紙1）
主催 国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所
独立行政法人 水資源機構 沼田総合管理所
招待者 地元代表者、みなかみ町、群馬県、
国会議員をはじめとする関係者の皆様
次第 開催挨拶、来賓挨拶、来賓紹介、祝電紹介、事業報告、セレモニー
※なお式典当日は、「みなかみ ダム春の点検大放流2023」が開催予定であり、一般来場者も式典をモニターにて傍聴いただけます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00310.pdf

2. 「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います ～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

関東地方整備局水道整備・管理行政移管準備室

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。
これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、関東地方整備局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置することとしました。（別紙1参照）
※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が同日に設置されます。

【水道整備・管理行政移管準備室の設置式】

- 日時：令和5年5月23日（火）16:00～16:30
- 場所：関東地方整備局 さいたま新都心合同庁舎2号館14階 災害対策本部室
- 内容：関東地方整備局長からの訓示
室長からの挨拶
（終了後、事務局にて質疑対応を予定）

※取材をご希望される報道機関の方は、別紙2により事前登録をお願いします

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00330.pdf

3. 荒川放水路通水100周年記念事業第1回実行委員会の開催 ～記念ロゴマーク及びキャッチコピーの決定～

関東地方整備局荒川下流河川事務所

荒川下流部は人工的に開削された放水路として2024年に通水100周年を迎えます。この記念事業を行うことを目的として第1回実行委員会を開催します。一般公募により決定した記念ロゴマークの表彰式と、キャッチコピーを決定します。

《開催概要》

1. 日時 令和5年5月25日(木) 10時00分から11時00分(予定)
2. 場所 荒川下流河川事務所 1階 アモアホール
(東京都北区志茂5丁目41番1号)
3. 出席者・機関 戸田市、川口市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江戸川区、江東区、埼玉県、東京都
記念ロゴマーク表彰者
4. 議題 (1) 記念ロゴマークの決定及び表彰式
(2) キャッチコピーの決定
(3) 行動宣言(案)骨子について
(4) その他
5. その他 写真及び映像(ビデオ)等の撮影は、4. 議題(1)、(2)と議題終了後の集合写真撮影時とさせていただきます。
取材を希望される報道機関の方は、令和5年5月23日(火)17時まで別紙1より事前登録をお願いします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00329.pdf

4. 国土交通省初! ドローンの長時間連続飛行に成功! ～災害現場や建設現場で効果的なドローンの実装化を目指します～

関東地方整備局河川部

国土交通省では、「インフラ管理、災害対応等に活用できる長時間飛行ドローンの実装化に参画する企業」の募集を行ってきました。この度、一次締切りまでに応募のあった機体について、国土交通省として初めての試みとなる長時間連続飛行の実証試験を荒川第二調整池予定地にて行いました。本実証では、レベル3※程度までの飛行、3時間を超える長時間連続飛行、並びに1時間を超えるレーザー一点群測量飛行に成功しました。

※無人地帯での目視外飛行(補助者なし):今回は補助者を配置

1. 日時
 - 1日目:令和5年5月20日(土)
(※雨天により中断し、予定されていた実証を2日目に延期)
 - 2日目:令和5年5月21日(日)
(※軽ペイロード長時間飛行及びレーザー一点群測量を実施)
2. 実証内容
 - 軽ペイロードで、3時間程度の連続飛行(1日目中断の影響により時間短縮して実施)
 - レーザー一点群測量をしながら1時間以上の連続飛行

なお、国土交通省では引き続き、「インフラ管理、災害対応等に活用できる長時間飛行ドローンの実装化に参画する企業」の募集をしております。皆様の応募を心よりお待ちしております。

(1) 募集期間

令和4年12月16日(金)～令和5年9月29日(金) 18時(最終締切り)

(2) 実証日時

応募受付後個別に調整致します

(3) 公募内容

別紙のとおりです

(4) 応募方法

期日までに、応募様式に記載の上 [hqt-drone-gicho\[at\]gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-drone-gicho@gxb.mlit.go.jp) までメールで送付ください([at]を@に置き換えて下さい)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00343.pdf

5. 令和5年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」の募集を開始します ～社会資本を活かした魅力ある地域づくりを応援～

関東地方整備局企画部

国土交通省は本日より、令和5年度「手づくり郷土賞」の募集を開始します。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、今年度で38回目を迎える国土交通大臣表彰です。同賞は、地域づくり活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を表彰するものです。また、これらの好事例を広く紹介することで、各地で个性的で魅力ある郷土づくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

<募集概要>

○募集期間：令和5年6月1日(木)～令和5年8月18日(金)

○募集対象：地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりのある優れた地域活動を一体的に表彰する「手づくり郷土賞(一般部門)」と、これまでに受賞したもののうち一層の発展のあったものを表彰する「手づくり郷土賞(大賞部門)」の2部門にて実施。

○応募団体：地域の社会資本を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体または共同で応募。(同一の社会資本に関して一体的な活動を行っている複数の活動団体が共同で応募可能)また、社会資本を管理する団体(都道府県、市区町村等)と共同で応募することも可能。

○応募方法：応募資料を8月18日(金)までに、電子データで提出。

詳細は関東地方整備局ホームページ(URLは別紙)をご覧ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00369.pdf

6. 関東地方整備局・地方公共団体・関係団体による課題研究発表を行います ～令和5年度「スキルアップセミナー関東」を開催～

関東地方整備局企画部

関東地方整備局では、関東地方整備局・地方公共団体・関係団体の職員により課題研究の発表を行う「スキルアップセミナー関東」を開催します。

また、6月23日（金）午前には、京都大学防災研究所 教授 矢守 克也（やもり かつや）氏による特別講演を行います。

日時： 令和5年6月22日（木）、23日（金）

場所： ハイブリッド方式（会場：さいたま新都心合同庁舎2号館5階+オンライン）

概要： 6月22日（木）【主催者挨拶 9:30～、課題研究発表 9:50～16:40】

・課題研究発表（別添プログラムを参照）

6月23日（金）【特別講演 10:00～】

・特別講演「命を守る災害情報と避難訓練」

講師 矢守 克也 京都大学防災研究所 教授

聴講： 参加機関以外の一般聴講は、オンラインでの聴講とさせていただきます。聴講希望の方は、6月15日（木）までに、ホームページ等により申し込みください。

取材： 取材を希望される方は、別紙に基づき、電子メールにて申し込みください。

参考： HPで特設ページを設けています。「関東地方整備局 スキル」でご検索ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00372.pdf

7. 「大災害から学ぶ千葉のインフラのあり方」をテーマにシンポジウムを開催 します ～来るべき首都直下地震への備えを皆様に訴えます～

関東地方整備局千葉国道事務所

今年は、1923年9月1日に発生した関東大震災から100年を迎える節目の年であるため、関東地方整備局では、関係機関と連携し、各地域でリレーシンポジウム等の取り組みを実施しています。

今般、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所、千葉県及び千葉市は、地域の課題や取組を踏まえた防災力の向上を目指し、シンポジウムを共催で開催します。

1. 日時： 令和5年6月26日（月）9時30分～11時45分（予定）

2. 会場： 千葉市役所1階 正庁（千葉市中央区千葉港1番1号）

3. 内容： 基調講演、パネルディスカッション

4. 参加方法： 詳細については、別紙をご覧ください。

会場参加（事前申込み） 200名（先着）

オンライン参加（事前申込み） 500名程度

5. その他： 取材を希望される報道機関の方は、6月23日（金）までに

下記へご連絡をお願い致します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00380.pdf

8. 小名木川出張所の河川管理 DX 始動

～全国初の河川系 DX 出張所をお披露目します～

関東地方整備局荒川下流河川事務所

荒川下流河川事務所では、建設生産プロセスの変革による生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指すため、ICT（情報通信技術）の全面的な活用の施策を建設現場に導入する i-Construction を積極的に進めております。

さらに、急速なデジタル技術や新たな働き方への転換などを背景に、インフラ分野におけるデジタルデータと情報技術を活用した DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しています。

このたび、小名木川出張所において、河川管理業務の高度化及び河川利用者の利便性向上等を目的に DX 関連施設等の整備を行いましたので、お知らせします。

荒川下流河川事務所では、今後もデジタル技術等を駆使した行政サービスの高度化やあらゆる関係者の働き方改革に挑戦し、インフラ分野の DX の取り組みを積極的に推進して参ります。

1. 日時：令和5年6月16日（金） 13時30分から14時30分
2. 場所：小名木川出張所（東京都江東区大島8丁目33番26号）
3. 内容：河川管理業務の効率化・高度化の紹介、窓口対応業務の実演
4. 取材対応

※取材を希望される場合は、別紙2により事前登録をお願いします。

申込期限：6月14日（水） 17時まで

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00385.pdf

9. 首都直下地震への備えについて考えるシンポジウムを開催します

関東大震災 100 年防災シンポジウムさいたま 2023

～いま首都直下地震への備えについて考える～

関東地方整備局大宮国道事務所

今年は、1923年9月1日に発生した関東大震災から100年を迎える節目の年であるため、関東地方整備局では、関係機関と連携し、各地域でリレーシンポジウム等の取り組みを実施しています。

大宮国道事務所、埼玉県及びさいたま市は、首都直下地震をテーマにしたシンポジウムを開催します。当シンポジウムでは、首都直下地震の発生を想定した、埼玉県内における防災・減災のあり方について、専門家の方の意見も交えながら皆さんと一緒に考えていきます。

1. 日時：令和5年7月10日（月）14:00～16:30（13:30 開場）
2. 会場：ソニックシティ 小ホール
（埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティホール2階）
3. 内容：主催者挨拶
基調講演（東京大学 先端科学技術研究センター 教授 廣井 悠氏）
パネルディスカッション

4. 参加方法：事前申込み制（定員 300 名）※参加費は無料です。
5. その他：後日、シンポジウムの様子を撮影した動画をホームページにて公開します。
報道機関の方で会場での取材を希望される方は、6月30日（金）までに別紙申込書に必要事項を記載の上、メールにて事前登録をお願いいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00396.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 地方公共団体が官民連携により取り組むグリーンインフラを支援します！ ～「先導的グリーンインフラモデル形成支援」対象団体の募集～

国土交通省は、地域でのグリーンインフラ実装の取組みを推進するために、評価方法の検討等による既存取組の発展・評価支援や、計画段階や事業実施中の取組への体制づくり・事業化に向けたアドバイスの実施等の支援を行います。

- グリーンインフラは、CO2 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災、健康でゆとりある生活空間の形成、SDGs に沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、様々な地域課題の解決に寄与する取組です。
- 近年、環境分野への ESG 投資の関心が高まっており、グリーンインフラ分野においても民間の参入や投資を促進することが重要です。民間の参入・投資促進に資する指標・評価手法等の検討のため、事例を積み重ねていきます。
- 令和2年度に開始し、累計9団体を選定しています。今年度の支援では、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」との連携により、コンサルタントや専門家の派遣に加え、地方公共団体と連携して取り組む企業等とのマッチングなど、より充実した支援を行います。

1. 応募期間

令和5年5月11日（木）～6月9日（金）17：00 必着

2. 応募方法

応募様式（別紙2、3）をご参照ください。

3. その他

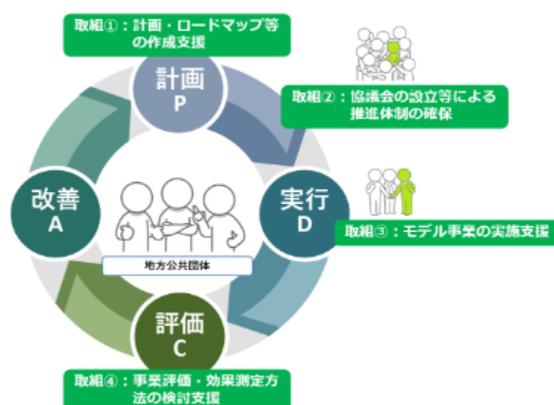
グリーンインフラ官民連携プラットフォームの

取組については、以下の URL をご覧ください。

<グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP>

<https://gi-platform.com>

支援の全体像（イメージ）



添付資料

- (別紙1) 令和5年度先導的グリーンインフラモデル形成支援 概要
- (別紙2) 令和5年度先導的グリーンインフラモデル形成支援 募集要領
- (別紙3) 令和5年度先導的グリーンインフラモデル形成支援 応募様式

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000293.html

2. 「外国人材とつくる建設未来賞」を創設！募集開始！

～特定技能外国人及び受入企業等の日々の研鑽・取組みを表彰します～

建設業における中長期的な担い手確保のため、外国人材の重要性はますます高まっています。外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度が立ち上げられ、また、その活用も進んできていることを踏まえ、今般、技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業等、さらには、外国人材との接点を契機に新たな事業展開をされた企業の活動を称えるべく、国土交通大臣表彰を創設いたしました。

国土交通省としては、引き続き、外国人材に「選ばれる建設業」であり続けるための取組みを推進してまいります。本日より募集を開始いたしますので、奮ってご応募ください。

(1) 募集内容

本表彰制度は、下記2部門3賞を募集します。詳細は別紙を参照ください。

- [1] 外国人建設技能者部門
 - 1. 優秀外国人建設技能者賞
- [2] 受入れ企業／団体部門
 - 2. 外国人材育成賞
 - 3. 事業展開賞

(2) 応募方法

以下のホームページより、所定の応募フォーム（WEB申請）にて受け付けます。

<https://www.mlit.go.jp/ACFHR>

(3) 応募締切

2023年7月31日（月）17時締切

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo03_hh_000001_00049.html

3. 第34回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰の受賞団体を決定

～6月3日開催の全国「みどりの愛護」のつどいにて表彰します！～

国土交通省では、花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の団体に対し、その功績をたたえ、国民的運動としての緑化推進活動の模範として表彰する第34回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰の受賞団体（88団体）を決定しました。

受賞団体への感謝状の授与は、6月3日（土）に福岡県北九州市にて開催される『第34回全国「みどりの愛護」のつどい』において行います。

- 1 日時 : 令和5年6月3日（土） 午前
- 2 会場 : 北九州ソレイユホール（福岡県北九州市小倉北区大手町）
- 3 受賞団体数 : 88団体（別紙のとおり）

(参考)

■ 受賞団体決定の経緯

都道府県、政令指定都市、地方整備局等の各長から推薦のあった民間の団体を、国土交通省内に設置された審査委員会において審査し、受賞団体を決定

■ 感謝状の授与

第34回全国「みどりの愛護」のつどいにおいて、次の団体が感謝状の代表受領及び活動事例発表を行う予定です。

- ・ 代表受領：特定非営利活動法人砂山すなやまバンマツリ（和歌山県和歌山市）
- ・ 活動事例発表：朽網^{くさみことぶきにし}寿西公園愛護会（福岡県北九州市）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000452.html

4. 「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の公布 ～建設業における技術者制度の見直しが行われます～

建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び関連告示が、本日、公布されました。

1. 改正概要

(1) 技術検定の受検資格の見直し

技術検定合格者の技術力の水準を維持しつつ技術検定制度の合理化を図ることとし、令和6年度以降の受検資格を以下のとおりとする。

- ・ 1級の第1次検定は、19歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能
- ・ 2級の第1次検定は、17歳以上（当該年度末時点）であれば受検可能（変更なし）
- ・ 1級及び2級の第2次検定は、第1次検定合格後の一定期間の実務経験で受検可能
（なお、令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能）

(2) 一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和

1級の第1次検定合格者を大学指定学科※卒業者と同等とみなし、

また、2級の第1次検定合格者を高校指定学科※卒業者と同等とみなすこととする。

※指定学科とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条に掲げる学科をいい、建築学や土木工学に関する学科等がこれに該当します。

※上記の改正内容及びその他の改正については、別添をご参照ください。

2. スケジュール

公布日：令和5年5月12日（金）

施行日：[1] 公布日

[2] 令和5年7月1日（土）【一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和】

[3] 令和6年4月1日（月）【技術検定の受検資格の見直し】

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html

5. ダンピング対策の取組状況についての追加調査・分析について

～調査基準価格等の算定式を「非公表」又は「独自基準」とする団体の取組状況を分析～

本年3月に公表した入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果を踏まえ、調査基準価格等の算定式を非公表又は団体独自の基準としているため、その水準が不明確だった団体のうち、人口10万人以上の計73団体について追加の調査・分析を実施した結果、ダンピング対策の取組の遅れが懸念される団体があることが明らかになりました。

1. 背景

入札契約適正化法では、公共工事の入札契約適正化の基本事項にダンピング受注の防止が明記されており、国土交通省では、毎年度実施する入札契約適正化法に基づく調査（以下「入契調査」という。）において、地方公共団体のダンピング対策の取組状況を把握しています。

本年3月に、令和4年度に実施した調査の結果を公表※1したところですが、調査基準価格又は最低制限価格（以下「調査基準価格等」という。）の算定式を非公表又は団体独自の基準の採用としているため、対策の取組状況が不明確な団体が散見されていました。

（※1：令和4年度入契調査結果公表ページ：

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00168.html）

2. 調査・分析結果

調査基準価格等の算定式の水準が不明確だった人口10万以上の市区（政令市を除く。）計73団体※2を対象に追加の調査や分析を実施した結果、73団体中18団体において調査基準価格等の少なくとも一方の算定式の水準が、平成28年中央公契連モデル以前の水準にあることが分かりました。

（※2：令和4年度入契調査公表資料 別紙2において公表されている調査項目のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の価格の算定式の項目が非公表、その他、独自モデル又は変動型の算定式とされている団体（R4モデル以上とされる団体は除く。））

3. 今後の取組

今後は分析の結果を踏まえ、平成28年中央公契連モデル以前の水準にとどまる団体や追加調査においても水準について回答が無かった団体を対象に、個別にヒアリング等を実施してまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00178.html

6. 「インフラメンテナンス市区町村長会議」全国大会の開催 ～トップダウンによるメンテナンス施策の更なる推進～

「インフラメンテナンス市区町村長会議」（以下、「市区町村長会議」という。）は、インフラメンテナンスに高い関心を持つ市区町村長が自ら構成員となり、「インフラメンテナンス国民会議」の下に設立された組織です。[別紙1] 参照
このたび、「市区町村長会議」初となる全国大会が5月26日に開催されますのでお知らせします。

■ 「インフラメンテナンス市区町村長会議」全国大会 [別紙2] 参照

1. 日時 令和5年5月26日（金） 13時00分～14時20分
2. 場所 星陵会館（東京都千代田区永田町2-16-2）
※オンライン配信併用
3. 次第 開会挨拶、来賓祝辞、議事（決議、土木学会との協定締結）
特別講話 他
4. 取材について
 - ・取材を希望される方は、[別紙3]により、5月23日（火）12時までに事前申し込みが必要です。
（申込先）市区町村長会議代表幹事：machi-keikaku@city.inagi.lg.jp
 - ・会場の都合上、定員になり次第締め切らせていただきます。
取材の可否は5月24日（水）中にメールでお知らせします。
 - ・会場で取材される方は、当日は12時00分から12時45分までの間に受付を済ませてください。
（オンライン傍聴の方は申し込み後にURLをお知らせします。）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000299.html

7. 河川敷地の更なる規制緩和に向けた社会実験の運用を開始します

～相談窓口「かわよろず」に、社会実験に関する相談専用窓口を開設しました～

国土交通省では、民間事業者が河川の清掃、除草等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認めることができる社会実験の運用を開始します。

これにより、河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化の両立が可能になるものと考えており、今後、社会実験の結果を踏まえて、より有用な制度改革に向けた検討を進めます。

○更なる規制緩和に関する社会実験の概要

① 占有期間の更新保証

占有期間が最大10年となっていたところを、さらに[最大10年までの更新を保証](#)します。

→ 占有地の活用について、長期の計画が立てやすくなります。

② エリア一体型の占有

占有の範囲を施設毎の占有から[エリア一体の占有まで拡大](#)します。

→ 占有地を[より柔軟に活用](#)できます。

③ 施設使用者の拡大

自ら施設を使用するだけでなく、[使用契約を結んだ事業者に施設を利用させる](#)ことができます。

→ 占有者において、より幅広い事業運営が可能になります。

※占有者による、河川管理施設整備や占有区域外の清掃・除草等の実施が必要です。

○相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設しましたので、お気軽にご相談ください。

◇かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」RIVASITE 担当

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/kawayorozu.html>

メール送付先：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp

(※は@に置き換えた上で送信願います。)

(相談例)

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。等

特定の河川敷地の使用をお考えの場合には、その河川敷地の管理等を実施している河川事務所等にお問い合わせください。また、各河川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を公表しております。

◇各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/kasenshikichi/02.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000208.html

8. 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活行動調査（第三弾）

～人々の活動場所が新型コロナウイルス感染症流行前に戻ってきていることを確認～

国土交通省では、新型コロナウイルス危機を踏まえた今後のまちづくりを検討するため、前回調査（令和4年3月）に続き、市民の日常的な行動や意識がどのように変化してきているのか、全国の大都市を中心としたアンケート調査を実施しました（サンプル数約12,000）。

○結果概要

調査の結果、買い物や外食、娯楽といった人々の活動場所の傾向は、新型コロナウイルス流行前の傾向に概ね戻ってきていることや、在宅勤務を実施する人は、勤務時間が短く、余暇の時間が長い傾向にあること、さらに人々の求める都市施策として、「ゆとりある屋外空間の充実」や「自転車や徒歩で回遊できる空間の充実」へのニーズが引き続き高いことが確認されました。

1. 調査結果

（1）活動場所の傾向が新型コロナウイルス感染症流行前と同水準に

・活動別の最も頻繁に訪れた場所の割合について、令和2年4月の緊急事態宣言の際に変化したものの、それ以降徐々に新型コロナウイルス感染症流行前の傾向に戻ってきており、令和4年12月時点では、新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となった。また、外出に対する自粛意識が落ち着き、各活動を実施する人の割合が新型コロナウイルス感染症流行前の割合に戻ってきている。（図1）

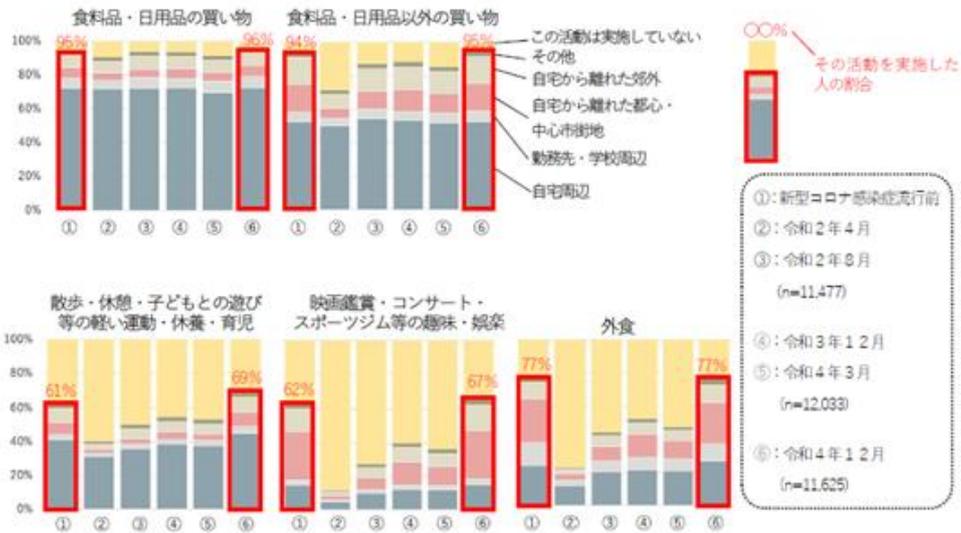


図1：活動別の最も頻繁に訪れた場所

(2) 在宅勤務の実施者は余暇の時間が長い傾向

- ・ある特定の調査日において、在宅勤務のみ実施した人は、職場勤務のみ実施した人と比べて、勤務時間が短く、余暇の時間が長い。
- ・一方、通勤と在宅勤務を併用した人は、仕事の時間が長く、余暇の時間が短い。(図2)

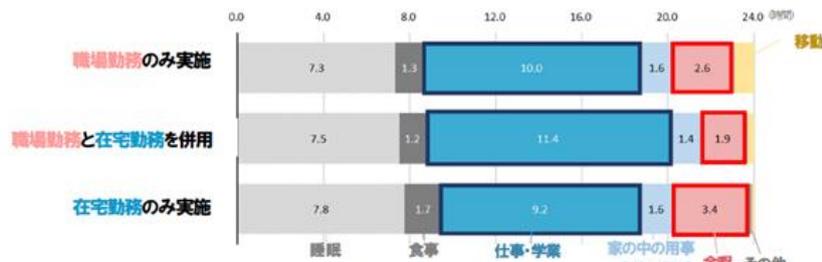


図2：ある特定の日（平日）の勤務形態別の活動時間

(3) 都市に求める取り組みとして、屋外空間や回遊空間へ高いニーズ

- ・「公園、広場、テラスなどゆとりある屋外空間の充実」「自転車や徒歩で回遊できる空間の充実」への要望は、R2年度調査、R3年度調査から引き続き高い割合。(図3)

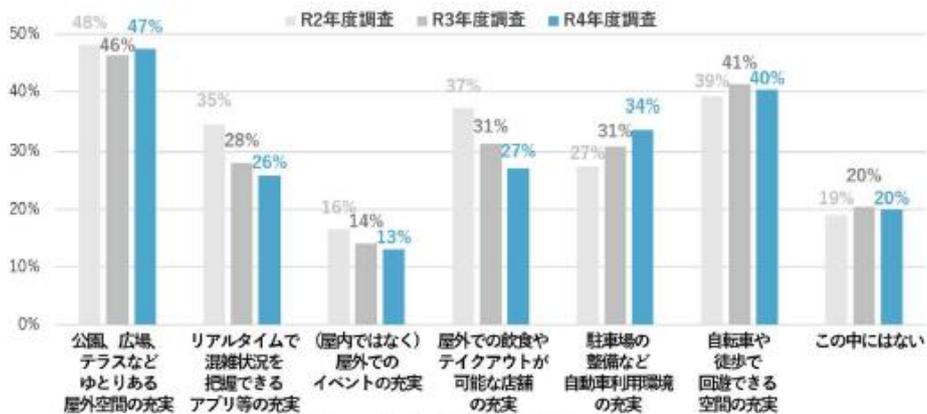


図3：都市空間に対する意識

○調査対象時期について

- ①流行前：新型コロナウイルス流行前
- ②令和2年4月：第1回緊急事態宣言発令中
- ③令和2年8月：第1回緊急事態宣言解除後

----- ↑ R2年度調査 ↑ -----

- ④令和3年12月：感染者数が比較的落ち着いた時
- ⑤令和4年3月：オミクロン株流行時

----- ↑ R3年度調査 ↑ -----

- ⑥令和4年12月：感染者数が比較的落ち着いた時

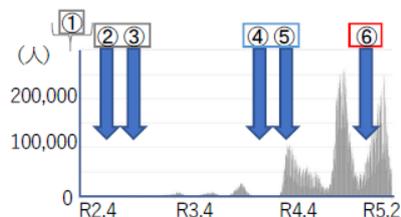


図4：全国のコロナ感染者数の推移と調査対象時期

2. 詳しい調査結果の公表について

今回の調査の詳細な結果については、HP（下記リンク参照）をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000056.html

こちらのページでは、基礎的な集計データの公表もしておりますので、積極的なご活用をお願いいたします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000225.html

9. ハザードマップポータルサイトのリニューアルについて

～地図上の災害リスクを文字で伝える ユニバーサルデザイン化～

全国の災害リスク情報などをまとめて閲覧することができるWebサイト「ハザードマップポータルサイト」をリニューアルし、誰でも簡単に災害リスクが理解できるよう改良しました。

全国の災害リスク情報や防災に役立つ情報をまとめて閲覧することができる「ハザードマップポータルサイト」のリニューアルを行い、「重ねるハザードマップ」で住所入力や現在地検索するだけで、その地点の災害リスクや災害時にとるべき行動が文字で表示される機能を追加し、本日運用開始しました。

これは「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」の議論を踏まえたものであり、必要な情報がマップだけでなくテキスト情報で表示されることにより、音声読み上げソフトを使用すれば視覚障害者の方にも利用可能になるなど、命に関わる情報を誰もが容易に把握できるようになります。

また、トップページの構成を音声読み上げソフトに対応させるなど、Webアクセシビリティに配慮して変更しました。

- ・リニューアルされた「ハザードマップポータルサイト」についてはこちらを参照ください。

<https://disaportal.gsi.go.jp/>（または「ハザードマップ」で検索）

- ・「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」の資料、議事、報告書については、以下を参照ください。

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/universal_design/index.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000209.html

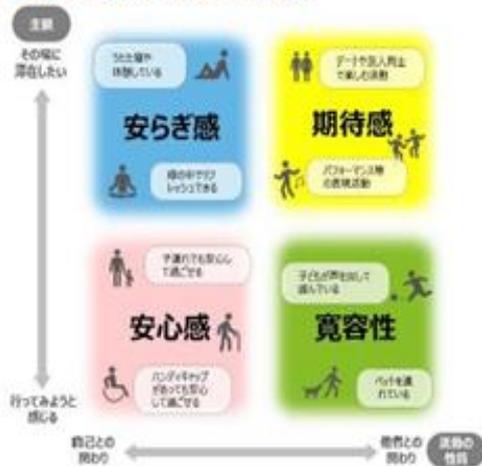
10. 「まちなかの居心地の良さ」を様々な観点から計測し、皆さんの空間を見直してみませんか？～まちなかの居心地の良さを測る指標（改訂版 ver. 1.0）を作成しました～

国土交通省は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に取り組む地方公共団体や民間まちづくり団体等を支援するため、居心地の良い空間が形成されているかどうかをより人間らしい視点から把握し、改善点を発掘するツールとして「まちなかの居心地の良さを測る指標（改訂版 ver. 1.0）」を作成*しました。

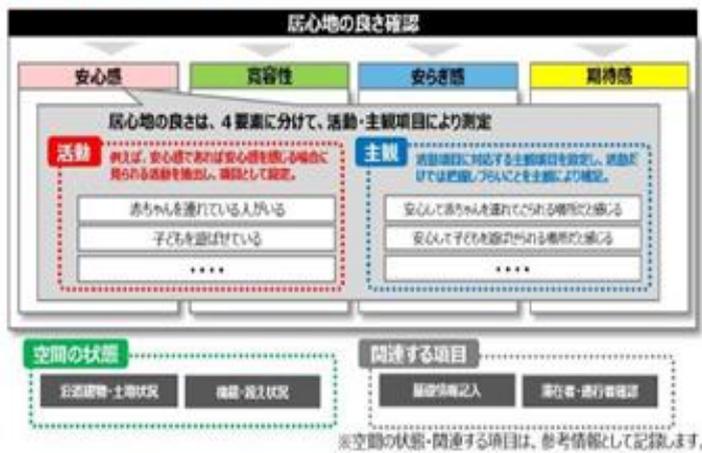
*令和元年度に公表した「まちなかの居心地の良さを測る指標（案）」をベースに、実際に活用した方々の声を参考にして作成

- 本指標は、地方公共団体や民間まちづくり団体等のまちづくりの実践者が、まちづくりに取り組む場所で範囲を任意に設定し、活用することを想定しています。
- これまで、ハードの整備状況や滞在者・通行者数等によりまちなかの状態を把握していました。本指標は、これらに加え、滞在者・通行者がどのように場を利用しているか【活動】、どのように感じるか【主観】に着目し、それらを「居心地の良さの4要素」に分類して計測することで、都市空間の質を可視化します。
- 本指標をKPIとして高頻度でPDCAを回すことで、単なる空間（スペース）から居心地の良いまちなか（プレイス）へ場を育てます。また、本指標により、まちづくりの取組から得られた効果をこれまでよりもわかりやすく多角的に可視化することで、活動意義や必要性について共感の輪を広げることができます。

■ 居心地の良さの4要素



■ 調査項目の構成



※「まちなかの居心地の良さを測る指標（改訂版 ver. 1.0）」に関する資料は、こちら。
URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000081.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000409.html

11. 令和5年版「首都圏白書」をとりまとめました
(令和4年度首都圏整備に関する年次報告)

令和5年版の首都圏白書が本日閣議決定されました。

本年は、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、デジタル技術を活用した地方創生、産業構造の変化と国際競争力の強化といったトピック毎に首都圏の取組事例を紹介しています。

首都圏白書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、毎年国会に報告しているものです。令和5年版の首都圏白書の概要は、以下のとおりです。

<概要>

首都圏整備計画の実施状況として、人口、産業機能等の動向、生活環境や社会資本の整備状況等を報告しています。

[白書で取り上げた主な事例]

【首都圏の人口動態の変化】

- ・首都圏の総人口と社会増減

【インフラ整備等の状況】

- ・久慈川における「緊急治水対策プロジェクト」に基づく堤防整備等の実施
- ・相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）の開業

【デジタル技術を生かした地方創生】

- ・群馬県安中市におけるドローン配送の実証実験の実施

【産業構造の変化と国際競争力の変化】

- ・川崎臨海部における高炉等休止に伴う土地利用の検討

【環境との共生】

- ・「2027年国際園芸博覧会」が国際条約に基づく国際博覧会として認定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000133.html

12. 令和5年版「土地白書」の公表について

令和5年版の土地白書が本日閣議決定されました。

本年の白書は、適正な土地の利用・管理及び円滑な取引に向けたデジタル技術の活用について取り上げております。

土地白書は、土地基本法（平成元年法律第84号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策並びに土地に関して講じようとする基本的な施策について、毎年国会に報告しているものです。概要等は以下のとおりです。

【概要】

土地白書は、第1部から第3部までの構成となっています。

- 第1部では、令和4年度における地価をはじめとする土地に関する動向、土地問題に関する国民の意識調査結果、適正な土地の利用・管理及び円滑な取引に向けたデジタル技術の活用について報告しています。
- 第2部では、令和4年度に政府が土地に関して講じた基本的施策について報告しています。
- 第3部では、令和5年度に政府が土地に関して講じようとする基本的施策について報告しています。

【資料】

- 令和5年版土地白書について
- 「令和4年度土地に関する動向」及び「令和5年度土地に関する基本的施策」

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001613548.pdf>